

本書の使い方

「監査論短答肢別チェック」は、短答式本試験対策として最適な問題集です。この問題集を繰り返し解くことで、自然に一肢（あし）ごとの正誤判断を素早く、正確に行うことができるようになると同時に、復習に時間をかける必要のある分野や論点を明確にすることができます。

本書においては、テキストレベル（Aランク）の基本的な問題を掲載しております。法律関係等、一部Bランクの問題も掲載しておりますが、テキストレベルの問題が大部分を占めています。

公認会計士試験においては、細かい知識が問われることがありますが、必ずしもそれらに対応できるようにすることが合格へつながるとはいえませんが、細かい知識を多くおさえても、テキストレベルの知識があいまいでそれらに関する問題で失点してしまっている場合は、合格は遠のきます。まずは、テキストレベルの知識を正確におさえ、それらの知識に関する問題で安定した点数を稼げるようにし、可能な範囲で細かい知識をおさえることが正しい学習方針です。

よって、本書に掲載されているAランクの問題は、可能な限り早く知識をおさえ、それを維持するようにしてください。なお、Bランクについては、概ねテキストレベルを超えているものとなりますので、Aランクの問題に関する知識がおさえられるまで、確認する必要はありません。

また、本書の巻末には、簡易的な出題実績を掲載しております。監査論の短答式試験においては、必ず出題される分野が一定数存在します。巻末にて当該頻出分野を確認し、その分野を苦手とすることがないように、繰り返し取り組んでください。

監査論肢別チェックを、効果的かつ効率的にご利用いただければ、必ずや合格の栄冠を勝ち取っていただけるでしょう。皆様の合格を祈念しております。

2024年11月

大原簿記学校 監査論科スタッフ

[目 次]

第1章 財務諸表監査総論

第1節 監査とは	10
第2節 監査の分類	10
第3節 公認会計士の監査領域	10
第4節 財務諸表の監査の必要性	10
第5節 財務諸表の監査の機能	10
第6節 財務諸表の監査の限界	12
第7節 二重責任の原則	14

第2章 意見表明の対象である財務諸表

第1節 財務諸表の作成責任	20
第2節 財務諸表の作成基準	20
第3節 内部統制システム	20

第3章 監査主体論、監査基準論

第1節 監査主体論	26
第2節 職業倫理	26
1. 専門能力及び知識	26
2. 独立性	26
3. 職業的専門家としての正当な注意義務及び懐疑心	30
4. 秘密の保持義務	36
第3節 一般に公正妥当と認められる監査の基準	36

第4章 監査実施論

第1節 監査業務の一年の流れ（イメージ）	46
----------------------	----

第2節	財務諸表の適正性の立証プロセス、監査証拠	46
第3節	監査手続（監査技術）	50
第4節	リスク・アプローチ	64
第5節	重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する手続	72
第6節	I T	88
第7節	監査業務の契約	88
第8節	監査計画	92
第9節	監査証拠の入手方法	94
第10節	監査上の重要性	100
第11節	特別な検討を必要とするリスク	110
第12節	関連当事者との関係及び取引	112
第13節	会計上の見積りの監査	114
第14節	財務諸表監査における不正の検討	120
第15節	監査における不正リスク対応基準	126
第16節	財務諸表監査における法令の検討	134
第17節	グループ監査	138
第18節	内部監査人の作業の利用	144
第19節	専門家の業務の利用	148
第20節	監査証拠の十分性と適切性の評価	150
第21節	監査の品質管理	152
第22節	監査人の交代	162
第23節	監査役等とのコミュニケーション	164
第24節	内部統制の不備に関するコミュニケーション	168
第25節	監査調書	170

第5章 監査報告論

第1節	監査意見	178
第2節	監査報告書の記載	184
第3節	個別財務諸表の監査意見と連結財務諸表の監査意見	196
第4節	追記情報	196

第5節	その他の記載内容	204
第6節	比較情報	208
第7節	監査上の主要な検討事項	212

第6章 継続企業の前提

継続企業の前提	222
---------	-----

第7章 中間監査

第1節	中間監査総論	232
第2節	中間監査の実施	232
第3節	中間監査の報告	234

第8章 期中レビュー

第1節	期中レビュー制度	238
第2節	期中レビューの実施	238
第3節	期中レビューの報告	244

第9章 特別目的の財務諸表、準拠性の財務諸表の監査等

特別目的の財務諸表、準拠性の財務諸表の監査等	252
------------------------	-----

第10章 内部統制報告制度

第1節	内部統制報告制度概要	262
第2節	内部統制報告制度における経営者の対応	264
第3節	内部統制報告制度における監査人の対応	266

第11章 会社法会計監査人監査

会社法会計監査人監査	278
------------------	-----

第12章 金融商品取引法

金融商品取引法	302
---------------	-----

第13章 公認会計士法

第1節 監査人	318
第2節 監査人の独立性	326
第3節 監査人の法的責任	338

第14章 職業倫理

第1節 監査人の職業倫理	354
第2節 秘密の保持義務	358

第15章 保証業務

第1節 保証業務	364
----------------	-----

第16章 監査の歴史

監査の歴史	382
-------------	-----

出題実績から導く苦手にはいけない分野	388
--------------------------	-----

第1章

財務諸表監査総論

第1節 監査とは

第2節 監査の分類

第3節 公認会計士の監査領域

第4節 財務諸表の監査の必要性

第5節 財務諸表の監査の機能

第6節 監査の固有の限界

第7節 二重責任の原則

第1節 監査とは

- ・ 該当する問題なし

第2節 監査の分類

- A 1 財務諸表監査における監査対象は企業の公表する財務諸表であるから、財務諸表作成上の経営者の判断・見積り、財務諸表作成の基礎となった会計記録やその作成に関する行為・取引事実は調査の対象とはならない。
- A 2 財務諸表の適否について意見を表明するためには、それに関連する取引等を調査する必要がある。よって、財務諸表の監査は、実態監査であるといえる。

第3節 公認会計士の監査領域

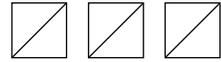
- A 1 任意監査も含め、財務書類の監査証明業務は、公認会計士の独占業務である。

第4節 財務諸表の監査の必要性

- A 1 財務諸表監査が必要な理由の4つのうち、最も重要なのは、利害の対立である。
- A 2 財務諸表監査が必要な理由の一つとして挙げられる利害の対立は、それ単独で監査を必要とさせるものである。

第5節 財務諸表の監査の機能

- A 1 財務報告は、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する情報を財務諸表の利用者に提供することを目的とする。監査人は、財務諸表の適正表示に関する意見を表明することで、企業の財政状態、企業活動の有効性及び効率性等について保証を与えることになる。
- A 2 内部統制の不備を発見した場合、指導機能を発揮して被監査会社とその改善を求めることは、実態監査の領域であるから、財務諸表の監査を担当する監査人は行ってはならない。
- A 3 財務諸表監査には、財務諸表とそのもととなった会計処理を批判的に検討する機能及び当該会計処理に対し助言する機能があるが、被監査会社の会計システムの構築支援を行うことは、後者の機能に該当する。



第1節 監査とは

第2節 監査の分類

1 : 【×】 対象とはならない → 対象となる

監査人は、財務諸表の適否に関する意見を表明するために、財務諸表作成上の経営者の判断・見積り、財務諸表作成の基礎となった会計記録やその作成に関する行為・取引事実を調査対象とする。上巻p. 15

2 : 【×】 実態監査とはいえない。

財務諸表監査は、財務諸表の適否について意見を表明するため、たとえその過程で取引行為等を調査したとしても情報監査であり、実態監査ではない。上巻p. 15

第3節 公認会計士の監査領域

1 : 【○】 正しい。上巻p. 17

第4節 財務諸表の監査の必要性

1 : 【○】 正しい。上巻p. 19

2 : 【×】 単独で監査を必要とさせるものではなく、複数の理由が相互に作用することにより監査への需要を作り出す。 上巻p. 19

第5節 財務諸表の監査の機能

1 : 【×】 財務諸表監査の監査意見は、企業の財政状態、企業活動の有効性や効率性等について保証したりするものではない。(監基報200A 1項) 令和2年第I回本試験 上巻p. 20

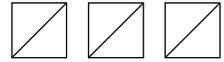
2 : 【×】 実態監査と情報監査は、何を監査意見の対象とするかどうかで区別される。したがって、内部統制の不備につき被監査会社にその改善を要求することが必ずしも実態監査の領域となるわけではない。よって、監査人は、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に改善を求めることができる。上巻 p. 20

3 : 【×】 被監査会社の会計システムの構築支援は、監査証明業務において果たされる、会計処理に対し助言する機能を超えるものであり、非監査証明業務に該当する。(独立性に関する法改正対応解釈指針第4号第5項(2)①) 平成31年第II回本試験 上巻 p. 20

- A 4 監査人は、内部統制の構築段階において、経営者との意見交換及び内部統制の構築に関する指摘を行ってはならない。
- A 5 資本市場における財務諸表監査の目的は、企業の財務内容に関する情報を提供することではなく、当該情報の信頼性を担保することである。
- B 6 公認会計士による財務諸表監査の制度は、企業内容に関する情報を提供することを第一義的な目的とするものではないが、財務諸表の信頼性を担保することにより、企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、適正・円滑な経済活動を支えるインフラストラクチャーとしての役割を担っている。
- B 7 公認会計士監査は、財務情報の信頼性を担保する役割があるが、その過程で発見した内部統制の不備や不正行為の是正を促す機能を有することから、コーポレート・ガバナンスを支援するという役割も有している。

第6節 監査の固有の限界

- A 1 監査の固有の限界は、財務報告の性質、監査手続の性質、監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性を原因として生じる。
- A 2 監査人は、財務諸表に対して絶対的な程度の信頼性の保証を付与することができない。これは、財務諸表の特性や監査の固有の限界に起因する。
- A 3 取引数が少なく精査を行うことが可能であり、かつ、財務諸表に見積りの要素が含まれていなければ、監査人は、財務諸表の適正性について、絶対的な保証を与えることができる。
- A 4 監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性など、財務諸表監査には固有の限界があるため、監査人が結論を導き、意見表明の基礎となる監査証拠の大部分は、絶対的というより心証的なものとなる。



- 4 : 【×】 内部統制の構築等の段階においても、経営者等と必要に応じ意見交換を行い、内部統制の構築等に係る作業や決定は、監査人によってではなく、あくまで企業・経営者によって行われるとの前提の下で、有効な内部統制の構築等に向けて適切な指摘を行うことを妨げるものではない。(財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ 2) 令和6年第Ⅱ回本試験 上巻 p. 20
- 5 : 【○】 正しい。企業に関する情報を提供する責任を負うのは経営者であり、監査人による意見の表明は、財務諸表に対する信頼性を担保するために行われる。平成31年第Ⅱ回本試験 上巻 p. 20・25
- 6 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)一1) 令和4年第Ⅰ回本試験
- 7 : 【○】 正しい。令和5年第Ⅱ回本試験

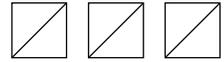
第6節 監査の固有の限界

- 1 : 【○】 正しい。上巻p. 22~24
- 2 : 【○】 正しい。(監基報 200A44 項) 平成31年第Ⅱ回本試験 上巻 p. 22
- 3 : 【×】 監査人は、財務諸表の適正性について、絶対的な保証を与えることはできない。(監査基準報告書 200A44 項) 令和6年第Ⅰ回本試験 上巻 p. 22
- 4 : 【○】 正しい。(監基報 200A44 項) 平成31年第Ⅰ回本試験 上巻 p. 22

- A 5 監査人は、関連する全ての情報を入手したという保証を得るための監査手続を実施することにより、情報の網羅性について確信を持つことができる。
- A 6 監査人は、記録や証憑書類の鑑定の技能を習得していないし、そのような鑑定の専門家であることも期待されていない。
- A 7 監査手続の実施が容易でないこと、又は実施の時期や費用の問題は、監査人が代替手続のない監査手続を省略したり、心証を形成するに至らない監査証拠に依拠したりする理由となる。

第7節 二重責任の原則

- A 1 二重責任の原則とは、経営者が負う財務諸表の作成責任と、当該財務諸表の適正表示に関する意見表明に対する監査人の責任を明確に区別する原則をいう。
- A 2 監査人は、財務諸表の作成について経営者が新しい会計基準の適用に関する助言を求めてきた場合、二重責任の原則に反しなければ、助言の要請に応じることができる。
- A 3 経営者に対し、財務諸表の作成に関する命令を与えることも監査人の指導機能に含まれる。
- A 4 監査人が、財務諸表監査の実施過程において発見した財務諸表上の不適切な事項について、経営者に対し訂正を勧告し、経営者が勧告を受け入れた場合、訂正された表示に関しては、監査人が責任を負う。
- A 5 監査人による指導機能の発揮は、二重責任の原則に反するものであるが、経営者と監査人が協力して、真実かつ公正な財務諸表を利害関係者に提供するという財務諸表の監査制度の目的を果たすために必要とされている。
- A 6 財務諸表監査における二重責任の原則とは、経営者と公認会計士が、適正な財務諸表を作成する責任を分担して負うことを意味するものであり、利用者の意思決定に有用な財務諸表を提供するために必要不可欠な原則である。



- 5 : 【×】 監査人は、関連する全ての情報を入手したという保証を得るための監査手続を実施しても、情報の網羅性について確信を持つことはできない。(監基報200A46項) 上巻p.23
- 6 : 【○】 正しい。(監基報 200A46 項) 上巻 p.23
- 7 : 【×】 監査手続の実施が容易でないこと、又は実施の時期や費用の問題は、監査人が代替手続のない監査手続を省略したり、心証を形成するに至らない監査証拠に依拠したりする理由とはならない。(監基報 200A47 項) 上巻 p.24

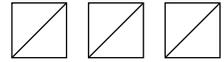
第7節 二重責任の原則

- 1 : 【○】 正しい。(監基報 (序) 付録5) 上巻p.25
- 2 : 【○】 正しい。上巻 p.25
- 3 : 【×】 命令を与えることはできない
財務諸表の作成責任は経営者が負っており、監査人は財務諸表の修正等について命令を与えることはできない。 上巻p.25
- 4 : 【×】 監査人による訂正の勧告を経営者が受け入れた場合でも、訂正された表示も含めて、財務諸表に責任を負うのは、経営者である。平成31年第Ⅱ回本試験 上巻 p.25
- 5 : 【×】 二重責任の原則に反しない
指導機能とは、被監査会社が適正な財務諸表を作成し公表できるよう、監査人が発見した会計処理の誤りや内部統制の不備等を修正、改善するように被監査会社に対して必要な助言を行い指導する機能であり、財務諸表の作成に関与しない範囲で発揮されるものである。したがって、監査人による指導機能の発揮は、二重責任の原則に反しない。 上巻p.25
- 6 : 【×】 二重責任の原則とは、経営者の財務諸表作成責任と、監査人の意見表明責任を区別する原則であり、経営者と公認会計士が、適正な財務諸表を作成する責任を分担して負うわけではない。(監査基準の改訂について(平成14年)三1(1))令和5年第Ⅰ回本試験 上巻 p.25

- A 7 経営者の責任と監査人の責任が明確に区別されず、財務諸表の作成過程に監査人自身が関与することになれば、監査人の結論の客観性が失われ、監査人による監査が自己監査になるため、これを防ぐことに二重責任の原則の意義がある。

- B 8 監査人は、二重責任の原則に抵触しないようにするために、経営者が財務諸表を完成するまでの間は指導・助言を行ってはならない。

- A 9 財務諸表の作成者である経営者とその監査人である公認会計士との間で、責任を分担することを意味する二重責任の原則は、利用者の意思決定に有用な財務諸表を提供し、財務諸表監査制度の社会的信頼を得るために必要不可欠な原則である。



7 : 【○】 正しい。令和3年第Ⅰ回本試験 上巻 p.25

8 : 【×】 二重責任の原則との関係で問題になるのは、監査人が経営者に財務諸表を修正するよう強制することや監査人自身が財務諸表を修正することであり、監査人が指導機能を発揮し、経営者が適正な財務諸表を作成できるように、財務諸表を完成させる前に助言・指導することが問題となるわけではない。平成24年第Ⅱ回本試験

9 : 【○】 正しい。令和6年第Ⅱ回本試験 上巻 p.25

第2章

意見表明の対象である 財務諸表

第1節 財務諸表の作成責任

第2節 財務諸表の作成基準

第3節 内部統制システム

第1節 財務諸表の作成責任

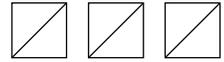
- A 1 株式会社において、経営者は株主が拠出した資本を適切に管理・運用する受託責任を負い、この結果について株主に会計報告を行う。この会計報告に対する公認会計士の監査は、経営者の説明責任の適切な履行に貢献する。

第2節 財務諸表の作成基準

- ・ 該当する問題なし

第3節 内部統制システム

- A 1 内部統制システムは、基本的に、事業経営の有効性及び効率性、財務報告の信頼性を確保するなどの目的の達成のために経営者のみによって遂行されるプロセスである。
- A 2 内部統制の目的はそれぞれに独立しているが、相互に関連している。
- A 3 誠実性や倫理観は、統制環境と考えられるが、取締役会や監査役等有する機能は統制環境には該当しない。
- A 4 内部統制システムを監視する企業のプロセスは、企業の内部統制システムの有効性を評価し、必要は是正措置を適時に行うための継続的なプロセスであり、日常的監視活動、独立的評価、又はその二つの組合せによって構成される。
- A 5 内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある。
- A 6 我が国の内部統制の基本的枠組みは、国際的な内部統制の枠組みである米国のCOSO報告書を基本的に踏襲しているため、両者には相違がない。



第1節 財務諸表の作成責任

1 : 【○】 正しい。令和5年第Ⅱ回本試験 上巻p.28

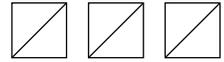
第2節 財務諸表の作成基準

- ・ 該当する問題なし

第3節 内部統制システム

- 1 : 【×】 内部統制システムは、企業内のすべての者により、整備及び運用されている仕組みである。
(監基報315第11項 (12)) 上巻p.29
- 2 : 【○】 正しい。(財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準Ⅰ1 (注)) 上巻p.31
- 3 : 【×】 取締役会及び監査役等の有する機能も誠実性や倫理観と同様、統制環境と考えられる。(財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準Ⅰ2 (1) ①・④) 上巻p.32
- 4 : 【○】 正しい。(監基報315付録3 10) 上巻p.34
- 5 : 【○】 正しい。(監基報315付録3 22・23) 上巻p.39
- 6 : 【×】 相違がない → 相違はある
我が国の内部統制の基本的枠組みは、COSO報告書の枠組みを基本的に踏襲しつつも、我が国の実情を反映し、COSO報告書の3つの目的と5つの構成要素にそれぞれ1つずつ加え、4つの目的と6つの基本的要素としている。(財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について二(1)) 上巻p.31、37

- A 7 内部統制の目的を達成するには、全ての基本的要素が有効に機能していることが必要であるが、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的の全てに必要なというわけではない。
- A 8 内部統制は、その目的を達成するための要件が定められており、企業ごとに異なることは認められず、どのように整備・運用するのかについて一律に示されている。
- A 9 企業において「ガバナンスに責任を有する者」とは、企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいい、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会が該当する。



- 7 : 【×】 内部統制の目的を達成するためには、全ての基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的の全てに必要なという関係にある。
(財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 I 1) 上巻 p. 38
- 8 : 【×】 内部統制をどのように整備し、運用するかについては、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできず、内部統制は、企業ごとに異なるものである。 上巻p. 40
- 9 : 【○】 正しい。(監基報200第12項(14)) 令和4年第 I 回本試験 上巻p. 39

第3章

監査主体論、監査基準論

第1節 監査主体論

第2節 職業倫理

第3節 一般に公正妥当と認められる監査の基準

第1節 監査主体論

- ・ 該当する問題なし

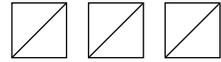
第2節 職業倫理

・ 専門能力及び知識

- A 1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。
- A 2 監査人に求められる専門能力及び実務経験等から得られる知識は、資本市場の国際化、会計処理の技術的進展、会計基準の高度の専門化などにより、絶えず変化する可能性がある。そのため、監査人には、こうした能力の維持・研鑽に努め、実務経験を積むことが要求される。
- A 3 監査人に要求される職業的専門家としての専門能力の向上と、実務経験等から得られる知識の蓄積は、法令によって強制されておらず、日本公認会計士協会が自主的に設けている研修制度によって担保されている。
- A 4 監査人には、その資質の向上が求められ、そのための一つ的手段として、日本公認会計士協会が自主規制として実施してきた継続的専門研修（CPE）があったが、現在は公認会計士法によって継続的専門能力開発（CPD）制度の研修を受けることが義務付けられている。
- B 5 監査人に求められる職業的専門家としての専門能力とは、財務諸表の適正性についての意見を表明するために必要な能力を意味し、被監査会社がデータの収集、整理、加工等を行うのに利用している情報技術とシステムに関する基礎的な知識と技術的な能力は求められていない。

・ 独立性

- A 1 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。
- A 2 監査人は、監査の実施に当たって、精神的に公正不偏の態度を保持することが求められ、独立性の保持を最も重視しなければならない。
- A 3 監査人に精神的独立性が要求されるのは、公正な監査意見を表明し、監査の公正性を確保することによって、財務諸表の監査における証明水準を一定以上に維持・確保し、財務諸表の監査の社会的信頼性を確保するためである。



第1節 監査主体論

第2節 職業倫理

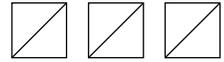
・ 専門能力及び知識

- 1 : 【○】 正しい。(一般基準1) 上巻p. 44
- 2 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)三2(1)) 令和2年第I回本試験 上巻p. 45
- 3 : 【×】 公認会計士法第28条においては、「公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。」と規定されており、法令によって強制されている。(公認会計士法第28条) 平成29年第II回本試験 上巻p. 44
- 4 : 【○】 正しい。CPE制度は、1998年から任意参加で開始され、2002年から日本公認会計士協会の自主規制として義務化され、2004年4月から公認会計士法により義務付けられた。そして、2023年よりCPD制度へと変更された。(公認会計士法第28条) 令和6年第I回本試験 上巻p. 44
- 5 : 【×】 監査人には、情報技術とシステムに関する基礎的な知識と技術的な能力が求められる。(監査基準の改訂について(平成14年)三7) 令和6年第I回本試験

・ 独立性

- 1 : 【○】 正しい。(一般基準2) 上巻p. 46
- 2 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)三2(2)) 上巻p. 46
- 3 : 【○】 正しい。上巻p. 47

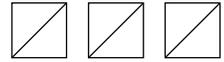
- A 4 監査人が有すべき独立性は、一般に精神的独立性と外観的独立性からなるが、外観的独立性が損なわれれば精神的独立性も失われてしまう可能性がある。
- A 5 監査人は、監査の実施に当たって、独立の立場を損なう特定の利害関係や外観を呈することがあってはならない。その主な理由は、こうした利害関係や外観が、公正不偏の態度に影響を及ぼす可能性があるからである。
- A 6 公正不偏性と外観的独立性からなる監査人の独立性は、財務諸表監査の最も重要な存立基盤の一つであり、監査人はその保持に努めなければならない。
- A 7 監査人が、監査の過程で矛盾する監査証拠に直面したが、これまで大きな問題がなかったため、追加的な監査手続を実施しなかった状況は、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況である。
- A 8 監査人が、当初計画していた子会社への往査について、経営者から合理的な理由がないにもかかわらず往査を拒否されたため、やむをえず、往査を実施しなかった状況は、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況である。
- A 9 監査人は、被監査会社より、当年度の利益目標を達成するために、一部の費用を次年度に繰り延べたいと相談されたため、次年度に繰り延べることを容認した状況は、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況である。
- C 10 監査人が有してはならない外観的独立性を損なう利害関係は、法令によって具体的に規定されており、また監査人が有すべき精神的独立性の具体的な判断基準に関しても、法令上規定されている。
- A 11 監査人は、独立性を保持することで、他の者からの不当な影響を受けることなく監査意見を形成することができる。しかしながら、独立性を保持することで、職業的懐疑心が保持される可能性が高まることはない。



- 4 : 【○】 正しい。(一般基準2、監査基準の改訂について(平成14年)三2(3)) 令和2年第Ⅱ回本試験 上巻p.48
- 5 : 【○】 正しい。令和3年本試験 上巻p.48
- 6 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)三2(2)) 平成31年第Ⅱ回本試験 上巻p.46
- 7 : 【×】 本肢の状況で追加的な監査手続を実施しないことは、正当な注意を払っていない状況であると言えるため、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況とはならない。令和5年第Ⅱ回本試験 上巻p.47・49
- 8 : 【○】 正しい。経営者により監査の妨害を受けている状況において、それを受け入れているのは、他者の影響力を受けていると言え、精神的独立性が欠如している状況である。よって、本肢の状況は、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況となる。令和5年第Ⅱ回本試験 上巻p.47
- 9 : 【○】 正しい。一部の費用を次年度に繰り延べることを認めるのは、他者の影響力を受けており、意図的に虚偽表示を看過することであるため、本肢の状況は、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況となる。令和5年第Ⅱ回本試験 上巻p.47
- 10 : 【×】 監査人が有してはならない外観的独立性を損なう利害関係は、公認会計士法などにより具体的に規定されている。しかし、監査人が有すべき精神的独立性(公正不偏の態度)の保持を求める法令上の規定はなく、具体的な判断基準に関しても法令上は規定されていないため、誤りである。なお、精神的独立性の保持を求める法令以外の規定(監査基準等)は存在する。(公認会計士法第24条参考) 令和2年第Ⅱ回本試験
- 11 : 【×】 監査人は、独立性を保持することにより、誠実に行動し、職業的懐疑心を保持することができる。よって、前半は正しいが後半が誤りである。(監基報200A15項) 令和6年第Ⅱ回本試験 上巻p.48

・ 職業的専門家としての正当な注意及び職業的懐疑心

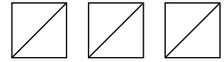
- A 1 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。
- A 2 正当な注意の内容は固定的なものであり、状況に応じて異なるものではない。
- A 3 正当な注意として求められる水準は、監査業務に従事する監査人として当然に払うべき注意の水準であって、職業的専門家がその職業や社会的地位等に鑑みて、通常、期待されるものである。
- A 4 監査人が、誤った意見を表明した際に責任を負うのは、故意に誤った意見を表明した場合及びその業務に過失がある場合である。
- A 5 正当な注意は、監査人が虚偽の監査証明を行ったときに、監査人の故意又は過失の有無を判断するという側面がある。
- A 6 抽象的な正当な注意を具体化したものが一般に公正妥当と認められる監査の基準である。
- A 7 正当な注意の具体的内容は、企業会計審議会が公表する「監査基準」や日本公認会計士協会が公表する「監査基準報告書」などの実務指針において規定されている。
- A 8 懐疑心とは、誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。また、懐疑心の考え方は、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないというという中立的な観点である。
- A 9 現在の職業的懐疑心の考え方は、監査を行うに際して経営者が誠実でないと想定している。そのため、監査人が行った質問に経営者が誠実に対応したとしても、監査人は、財務諸表の重要な虚偽表示の可能性がありうることを認識し、監査手続を慎重に実施する姿勢で臨むことが求められる。
- A 10 金融商品取引法監査を前提とした場合、投資者が、財務計算に関する書類について重要な事項について虚偽の記載があることを知らず、これにより投資意思決定を誤って損害を被った場合、当該財務計算に関する書類を監査した公認会計士又は監査法人は、その虚偽の記載を看過したことにつき、自ら故意又は過失がなかったことを証明しない限り、当該投資者に対して、その損害を賠償する責任を負う。



・ 職業的専門家としての正当な注意及び職業的懐疑心

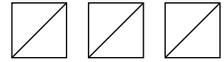
- 1 : 【○】 正しい。(一般基準3) 上巻p. 49
- 2 : 【×】 正当な注意の内容は固定的なものではなく、状況に応じて異なるものである。上巻p. 49
- 3 : 【○】 正しい。正当な注意は、社会的役割期待の反映と言われている。令和2年第Ⅱ回本試験 上巻p. 49
- 4 : 【○】 正しい。上巻p. 50
- 5 : 【×】 故意又は過失の有無 → 過失の有無
正当な注意を払ったか否かは、過失責任の有無を決定するのであって、故意か否かは、精神的独立性(公正不偏の態度)を保持したか否かの問題である。 上巻p. 50
- 6 : 【○】 正しい。上巻p. 50
- 7 : 【○】 正しい。上巻p. 50
- 8 : 【○】 正しい。上巻p. 52
- 9 : 【×】 現在の職業的懐疑心の考え方は、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定していない。(監査における不正リスク対応基準の設定について二4(2)) 令和3年本試験 上巻p. 52
- 10 : 【○】 正しい。(金融商品取引法第21条第1項第3号、第22条、第24条の4) 令和4年第Ⅱ回本試験改題 上巻p. 51

- A 11 監査人は、職業的専門家としての過去の経験に基づいて、取締役や監査役は信頼できると認識した場合、監査の効率的な実施の観点から、職業的懐疑心を保持する必要性を軽減できる。
- A 12 監査人は、財務諸表において重要な虚偽表示となる状況が存在する可能性のあることを認識し、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで、職業的懐疑心を保持しなければならない。
- A 13 職業的懐疑心は、監査証拠を批判的に評価するために必要である。これは、監査証拠の矛盾や、記録や証憑書類の信頼性、又は経営者や監査役等から入手した質問への回答又はその他の情報の信頼性について、疑念を抱くことを含む。
- A 14 職業的懐疑心は、監査を行うに際して経営者が不誠実であるとは想定しないが、監査証拠の評価は批判的に行う姿勢をいう。
- A 15 職業的懐疑心は、誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいい、経営者に対しては不誠実であるとの前提を置くことである。
- A 16 監査人が、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がない場合であっても、記録や証憑書類の真正なものとして受け入れてはならない。
- A 17 監査人は、真正なものとして受け入れた記録や証憑書類を監査証拠として利用する場合には、その信頼性を検討しなければならない。
- B 18 監査人は、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができるとされているが、監査の過程で真正性に疑いを抱いた場合には、それらを鑑定する技能を有する専門家を利用することができる。



- 11 : 【×】 監査人が、過去の経験に基づいて、経営者、取締役等及び監査役等は信頼が置ける、又は誠実であると認識していたとしても、それによって職業的懐疑心を保持する必要性が軽減されるわけではない。（監基報200A21項）令和3年本試験 上巻p.52
- 12 : 【○】 正しい。（監査基準の改訂について（平成14年）三2（3））令和3年第I回本試験 上巻p.52
- 13 : 【○】 正しい。（監基報200A19項） 上巻p.52
- 14 : 【○】 正しい。（監査における不正リスク対応基準の設定について二4（2））平成29年第II回本試験 上巻p.52
- 15 : 【×】 職業的懐疑心の考え方は、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点である。よって、本肢後半の「経営者に対しては不誠実であるとの前提を置くことである」の部分が誤りである。なお、前半部分は正しい。（監査における不正リスク対応基準の設定について二4（2）、監基報200第12項（11））令和2年第II回本試験 上巻p.52
- 16 : 【×】 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。（監基報200A20項）上巻p.52
- 17 : 【○】 正しい。（監基報200A20項）令和2年第II回本試験 上巻p.52
- 18 : 【○】 正しい。（監基報240第12項、A8項）令和6年第II回本試験

- A 19 監査人は、一般に公正妥当な監査の基準に準拠して、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについての合理的な保証を得たが、重要な虚偽表示が事後的に発見された場合には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されなかったとみなされる。
- A 20 監査人に求められる職業的懐疑心の保持は、正当な注意義務に含まれるものであり、監査人が職業的懐疑心を常に保持して監査を行うことが、重要な虚偽の表示の指摘につながることを特に強調するために、監査基準では正当な注意とともに列記されている。
- A 21 監査人による職業的懐疑心の保持や発揮が適切であったか否かは、具体的な状況において監査人が行った監査手続の内容で判断される。
- A 22 監査人が金融商品取引法上の監査又は会社法上の会計監査人監査を実施する場合、監査基準や日本公認会計士協会の実務指針が、その任務の内容や正当な注意の水準を画するものとなる。
- A 23 監査人に求められる職業的懐疑心は、現在特に重視されており、監査人は、財務諸表監査を行うに際し、経営者が誠実であるという想定は認められず、経営者は不誠実であるという想定をして監査を行う場合がある。
- B 24 監査において、職業的懐疑心を保持することは、実施する監査手続の種類、時期及び範囲の決定並びにその結果の評価において不適切な仮定を使用するリスクを抑えることに役立つ。
- B 25 監査人に求められる職業的専門家としての正当な注意は、監査基準の設定当初は規定されていなかったが、その後、監査基準の改訂に伴って正当な注意が規定された。
- B 26 監査人は、監査の過程を通じて職業的懐疑心を保持することにより、監査手続の結果について十分な検討をせずに一般論に基づいて結論を導いてしまうリスクを抑えることができる。



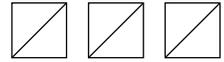
- 19: 【×】 財務諸表の重要な虚偽表示が事後的に発見された場合でも、そのこと自体が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されなかったことを示すものではない。監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されたかどうかは、監査人の総括的な目的に照らして、状況に応じて実施された監査手続、その結果得られた監査証拠の十分性と適切性、及びその監査証拠の評価に基づいた監査報告書の適切性によって判断される。(監基報 200A51 項) 平成 31 年第 II 回本試験 上巻 p. 50
- 20: 【○】 正しい。(一般基準 3、監査基準の改訂について(平成 14 年)三 2 (3)) 平成 30 年第 I 回本試験 上巻 p. 49、52
- 21: 【○】 正しい。(監査における不正リスク対応基準の設定について二 4 (2)) 平成 31 年第 I 回本試験 上巻 p. 49、50
- 22: 【○】 正しい。監査基準や日本公認会計士協会の実務指針により構成される一般に公正妥当と認められる監査の基準には、監査人が監査において実施すべき任務の内容や払うべき正当な注意が含まれている。よって、監査人が金融商品取引法監査又は会社法会計監査人監査を実施する場合、監査基準や日本公認会計士協会の実務指針が、その任務の内容や正当な注意の水準を画するものとなる。令和 6 年第 I 回本試験 上巻 p. 50
- 23: 【×】 監査人に求められる職業的懐疑心は、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点に基づくものである。(監査における不正リスク対応基準の設定について二 4 (2)) 平成 31 年第 I 回本試験 上巻 p. 52
- 24: 【○】 正しい。本肢のリスクの他に、通例でない状況を見落とすリスク、監査手続の結果について十分な検討をせずに一般論に基づいて結論を導いてしまうリスクを抑えることにも役立つ。(監基報 200A18 項) 令和 3 年本試験
- 25: 【×】 監査人に求められる職業的専門家としての正当な注意は、監査基準の設定当初から規定されている。令和 6 年第 I 回本試験
- 26: 【○】 正しい。(監基報 200A18 項) 令和 6 年第 II 回本試験

・ 秘密の保持義務

- A 1 監査人は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。
- A 2 監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならず、その対象は、未公表の情報の全てに及ぶ。
- A 3 一般基準 8 は、監査人に対する被監査会社側からの根強い不信感を背景として、監査人の秘密保持を規定したもので、職業的専門家としての正当な注意の一面をなすものであるが、監査を受ける企業との信頼関係及び、監査業務の効率的な遂行のために重要であることから別に規定されている。
- A 4 監査人による秘密保持の遵守は、被監査会社との間の信頼関係の上に立った監査業務の有効かつ効率的な遂行を可能にするものであることから、公正不偏の態度の保持の一環であり、それに包含されるものである。
- A 5 秘密の保持義務は、正当な理由があっても解除されることはない。
- A 6 監査人と被監査会社との間の信頼関係を重視する観点から、財務諸表監査を行う公認会計士に秘密保持が課されることは、職業倫理上当然必要なことである。

第 3 節 一般に公正妥当と認められる監査の基準

- A 1 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準とは、監査人が準拠すべき基準をいい、監査の実施時に適用される監査基準（法令により準拠が求められている場合は、監査における不正リスク対応基準を含む。）並びに日本公認会計士協会が公表する監査実務指針から構成される。
- A 2 監査人が財務諸表は適正に表示されているとの意見を表明することには、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの自らの判断が含まれている。
- A 3 「監査の目的」では、財務諸表の監査の目的は、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて、監査人が意見を表明すること並びに財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについて監査人が合理的な保証を得ることとされている。



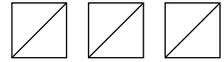
・ 秘密の保持義務

- 1 : 【○】 正しい。(一般基準8) 上巻p. 53
- 2 : 【×】 監査人は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならず、その対象は、未公表の情報の全てではない。(一般基準8) 上巻p. 53
- 3 : 【○】 正しい。上巻p. 53
- 4 : 【×】 監査人による秘密保持の遵守は、職業的専門家としての正当な注意の一面をなすものであるが、特に重要であることから、一般基準8として別に規定されている。ゆえに、公正不偏の態度の保持の一環とする本肢は誤りである。(監査基準の改訂について(平成14年)三2(7)) 上巻p. 53
- 5 : 【×】 秘密の保持義務は、正当な理由があれば解除されるものである。上巻p. 53
- 6 : 【○】 正しい。上巻p. 53

第3節 一般に公正妥当と認められる監査の基準

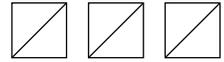
- 1 : 【○】 正しい。(監基報(序)付録5) 上巻p. 55
- 2 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)三1(4)) 上巻p. 56
- 3 : 【×】 財務諸表の監査の目的は、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を「すべての重要な点において」適正に表示しているかどうかについて、監査人が意見を表明することである。(監査基準の改訂について(平成14年)三1(2)) 平成29年第Ⅱ回本試験 上巻p. 56

- A 4 「監査基準」では、財務諸表の作成に対する経営者の責任と、その財務諸表の適正表示に関する意見表明に対する監査人の責任との区別を明示している。
- A 5 我が国においては、監査基準が最初に公表されたときから監査の目的が明確に規定されていた。
- A 6 合理的な保証を得たとは、監査が対象とする財務諸表の性格的な特徴や監査の特性などの条件がある中で、職業的専門家としての監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施して、絶対的ではないが相当程度の心証を得たことを意味する。
- A 7 監査基準に監査の目的が規定された理由の一つに、利害関係者を啓発することによって期待ギャップの縮小を図り、財務諸表監査の信頼性を回復させることが挙げられる。
- A 8 監査人が、発見事項に従って財務諸表について監査意見を表明するとともに、監査基準報告書により要求されるコミュニケーションを行うことは、財務諸表監査の実施における監査人の総括的目的に含まれる。
- A 9 「一般基準」は、かつては職業的専門家としての監査人の人的要件を定めるものであったが、現在では人的要件に加えて、重要な虚偽の表示が財務諸表に含まれる可能性の考慮や、監査報告書の基本的な機能等、監査の実施と報告に関する基本的な事項も含まれている。
- A 10 監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したものの中から一般に公正妥当と認められたものを帰納要約したものであり、公認会計士や監査法人が実施する法定された財務諸表監査のみに対する質的下限を定めたものである。
- A 11 監査基準は、任意監査には適用されない。



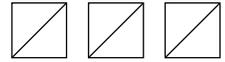
- 4 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)三1(1))平成28年第I回本試験 上巻p.56
- 5 : 【×】 監査基準において、「監査の目的」が規定されたのは、平成14年の監査基準の改訂時である。(監査基準の改訂について(平成14年)三1)上巻p.57
- 6 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)三1(5))上巻p.57
- 7 : 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)三1)平成31年第II回本試験 上巻p.57
- 8 : 【○】 正しい。(監基報200第10項(2))平成29年第II回本試験 上巻p.58
- 9 : 【×】 一般基準には、監査報告書の基本的な機能等や、監査の実施と報告に関する基本的な事項に関する規定は含まれていない。(監査基準の改訂について(平成14年)三2、一般基準)平成29年第II回本試験 上巻p.58
- 10 : 【×】 監査基準は、法定監査のみではなく、公認会計士監査のすべてに共通するものである。(監査基準の改訂について(平成14年)二3)平成31年第II回本試験 上巻p.59
- 11 : 【×】 監査基準は、公認会計士監査のすべてに共通するものであり、任意監査にも適用される。(監査基準の改訂について(平成14年)二3)上巻p.59

- A 12 公認会計士又は監査法人は、親会社の依頼に基づき、任意監査として子会社の財務諸表の監査を行う場合、企業会計審議会が公表する監査基準に準拠して監査を行うことが求められる。
- A 13 監査人は、監査の対象となる財務諸類がどのような構成であったとしても、監査報告書においては同様の文言で意見を表明する必要がある。
- A 14 法令の規定が監査基準及び監査実務指針と異なる場合、法令のみに準拠して実施された監査であっても、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠したものとはならないことがある。
- A 15 監査基準は、財務諸表監査に関する法令の規定が監査基準の定めと異なる場合には、監査基準ではなく当該法令が優先して適用されることになる。
- A 16 かつて、監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であると述べられていた。現在の監査基準の設定においては、監査基準は、国際的な議論の動向や、日本の公認会計士監査をより実効性のあるものとする観点から改訂されることもある。
- A 17 監査実務指針を実務に適用するに当たって、日本公認会計士協会が公表する監査に関する実務ガイドダンス、周知文書、研究文書及び一般的に認められている監査実務慣行が参考になることがあるため、これらは監査実務指針の一部を構成するものとみなされる。
- A 18 我が国の一般に公正妥当と認められる監査の基準には、企業会計審議会による監査基準と日本公認会計士協会による指針（監査実務指針）が含まれる。日本公認会計士協会は監査基準報告書のほか、監査基準を理解し実施するために参考となる文書を公表しているが、これらの全てが監査実務指針を構成する。
- A 19 公認会計士又は監査法人は、金融商品取引法に基づき上場会社の財務諸表の監査を行うに当たって、日本公認会計士協会が定める監査の実務指針にしたがって監査を行っているが、この監査の実務指針は監査の慣行に当たり、法令上は、こうした監査の慣行に従うことまでは求められていない。



- 12: 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)二1) 令和2年第I回本試験 上巻p. 59
- 13: 【×】 例えば、計算書類には、キャッシュ・フロー計算書は含まれないことから、会社法監査の監査報告書においては、キャッシュ・フローの状況に関する意見は表明されない。ゆえに、本肢は誤りである。(監査の目的1、監基報700実1文例11) 上巻p. 59
- 14: 【○】 正しい。(監基報200A54項) 令和5年第I回本試験 上巻p. 60
- 15: 【○】 正しい。(監基報200A54項) 上巻p. 60
- 16: 【○】 正しい。(監査基準の改訂について(平成14年)二1) 平成29年第I回本試験 上巻p. 60
- 17: 【×】 監査実務指針を実務に適用するに当たって、日本公認会計士協会が公表する監査に関する実務ガイダンス、周知文書、研究文書及び一般的に認められている監査実務慣行が参考になることがあるが、これらは監査実務指針の一部を構成するものではない。(監基報(序)第3項) 平成29年第II回本試験類題 上巻p. 61
- 18: 【×】 監査基準を理解し実施するために参考となる文書とは、日本公認会計士協会が公表する監査に関する実務ガイダンス、周知文書、研究文書を指していると考えられる。これらは、監査実務指針の適用上の留意点や具体的な適用の方法を例示し、実務上の参考として示すものであることから、監査実務指針を構成するものではない。(監査基準報告書(序)第3項) 令和6年第I回本試験 上巻p. 55・61
- 19: 【×】 日本公認会計士協会が定める監査実務指針(監基報等)は、企業会計審議会が公表する監査基準を実務に適用するために具体的・詳細に規定したものであり、我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準の一部を構成するものである。そして、監査実務慣行ではない。また、監査実務慣行は、監査実務指針を構成するものではない。(監基報(序)第2・3項) 令和2年第I回本試験 上巻p. 61

- A 20 監査基準報告書は、企業会計審議会が公表する監査基準（法令により準拠が求められている場合は、監査における不正リスク対応基準を含む。）を実務に適用するために具体的・詳細に規定したものであり、「監査実務指針」の中核となるものである。
- A 21 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査は、経営者が監査実施の基礎となる自らの責任を認識しているという前提に基づいて実施される。したがって、監査人による無限定適正意見の表明は、この前提を含めて当該財務諸表の信頼性を保証し、経営者の責任を軽減する。



20 : 【○】 正しい。(監基報(序)第2項) 上巻p.61

21 : 【×】 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査は、経営者が監査実施の基礎となる経営者の責任を認識しているという前提に基づいて実施される。財務諸表監査は、経営者又は監査役等のこれらの責任を軽減するものではない。(監基報200第4項) 令和3年本試験上巻 p.61